

大阪府条例第 号

大阪府屋外広告物条例の一部を改正する条例

第二条 大阪府屋外広告物条例（昭和二十四年大阪府条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
禁止区域等) 第四条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止区域」という。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 一 一七 (略) 八号を全部削る 2 (略)	(禁止区域等) 第四条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止区域」という。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 一 一七 (略) 八 官公署、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条に規定する学校、研究所、図書館、美術館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館、天文台又は記念塔の敷地内 2 (略) 一 十 (略)

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。